

○名古屋大学附属図書館研究開発室規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 177 号)

改正 令和 2 年 9 月 14 日名大規程第 99 号

(設置)

第 1 条 名古屋大学附属図書館に研究開発室を置く。

(目的)

第 2 条 研究開発室は、名古屋大学附属図書館における学術情報の収集、保存、提供等の教育研究支援活動に関する研究開発及び図書館情報教育並びに図書館業務への支援及び助言を行い、もって図書館の機能の強化を図るとともに、高度な図書館サービスの実現に寄与することを目的とする。

(室長)

第 3 条 研究開発室に室長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 室長は、研究開発室の業務を掌理する。

(室員)

第 4 条 研究開発室に、専任室員を置くことができる。

2 専任室員は、本学の大学教員のうちから、附属図書館長の推薦に基づき、東海国立大学機構の長が任命する。

3 第 1 項に定めるもののほか、研究開発室に兼任室員を置くことができる。

4 室員は、室長の指示に従い、研究開発室の業務に従事する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、研究開発室に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 14 日名大規程第 99 号)

この規程は、令和 2 年 9 月 14 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、令和元年 7 月 1 日から適用する。